

令和5年度東北町福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている福祉施設等を運営する者に対し、東北町福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について、東北町補助金等交付規則（平成17年東北町規則第50号）の定めるもののほか必要な事項を定め、福祉施設等の経済的負担の軽減並びに利用者に対する安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援を行う事業所をいう。
- (2) 障害児者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、行動援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援を行う事業所をいう。
- (3) 保育施設 保育所及び認定こども園をいう。
- (4) 福祉施設等 町内に所在する高齢者施設等、障害児者施設等及び保育施設をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び関係法令において使用する用語の例による。

(交付対象)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれにも該当し、町内に所在する福祉施設等を運営する事業者であること。
 - ア 令和5年4月1日現在において事業を行っていること。
 - イ 第5条の規定による申請を行うまでに事業を休止し、又は廃止していないこと。
 - ウ 交付申請日時点で、今後の事業を休止又は廃止を予定していないこと。
- (2) 国及び地方公共団体その他公共団体が設立した法人及び国、地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している法人でないこと。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと町長が認めた者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1福祉施設等当たり、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

(申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉施設等の区分ごとに令和5年度東北町福祉施設等物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）を、令和5年11月30日までに町長に申請しなければならない。

(支援金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、令和5年度東北町福祉施設等物価高騰対策支援金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 高齢者施設等

区分		支援金の額	
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を行う事業所	定員（令和5年4月1日現在の定員をいう。以下同じ。）30人以上の場合	5,000円に定員数を乗じて得た額
		定員29人以下の場合	150,000円
	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	定員30人以上の場合	3,500円に定員数を乗じて得た額
		定員29人以下の場合	100,000円
通所系	通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション及び小規模多機能型居宅介護を行う事業所	100,000円	
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援を行う事業所	50,000円	

2 障害児者施設等

区分		支援金の額	
入所系	障害者支援施設、共同生活援助及び短期入所を行う事業所	定員30人以上の場合	5,000円に定員数を乗じて得た額
		定員29人以下の場合	150,000円
通所系	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所	100,000円	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援を行う事業所	50,000円	

3 保育施設

区分		支援金の額
保育所及び認定こども園	定員20人以上の場合	1,250円に定員数を乗じて得た額
	定員19人以下の場合	25,000円